

SPRING/2024
VOL.101

発行/(公財)東京都人権啓発センター

誰もが幸せを実感できる社会へ

TOKYO人権



「TOKYO人権」特別版とラジオ番組のご案内

「TOKYO人権」特別版

「人権がもっとわかる本」を配布します

小学生、中学生向けに人権と子どもの権利について学べる本を作成しました。2024年4月から無料で配布します。

配布方法等は、3月下旬に、公益財団法人東京都人権啓発センターのホームページに掲載予定です。



ラジオ番組「人権TODAY」特別編

「人権TODAY」の特別編を放送します

TBS ラジオにて、2024年3月23日(土)23時から23時30分まで多様性をテーマにした特別番組を放送します。さらに、「荻上チキ・Session」でも、3月25日(月)～29日(金)の19時から19時30分まで同テーマを特集する予定です。



※人権啓発ラジオ番組「人権TODAY」は毎週土曜日にTBSラジオで好評放送中

東京都が掲げる 17の人権課題

●女性 ●子供 ●高齢者 ●障害者 ●同和問題(部落差別) ●アイヌの人々 ●外国人 ●HIV感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等 ●犯罪被害者やその家族 ●インターネットによる人権侵害 ●北朝鮮による拉致問題 ●災害に伴う人権問題 ●ハラスメント ●性自認 ●性的指向 ●路上生活者 ●様々な人権課題 (順不同)

YouTube / 公財・東京都人権啓発センター

主催事業等に関する動画をアーカイブし、YouTubeの公式チャンネルで公開しています。是非ご覧ください。



動画の一例

令和5年度人権問題市民講座「日本で暮らす外国人と共生する未来—地域と外国人の交流する空間を考える」/「心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ展」



公益財団法人
東京都人権啓発センター
TOKYO METROPOLITAN HUMAN RIGHTS PROMOTION CENTER

〒105-0014 東京都港区芝2-5-6
芝256スクエアビル2階
TEL 03-6722-0082 (総務課)
FAX 03-6722-0084
<https://www.tokyo-jinken.or.jp/>



東京都人権プラザ
TOKYO METROPOLITAN HUMAN RIGHTS PLAZA



(公財) 東京都人権啓発センターは東京都人権プラザの指定管理者です。

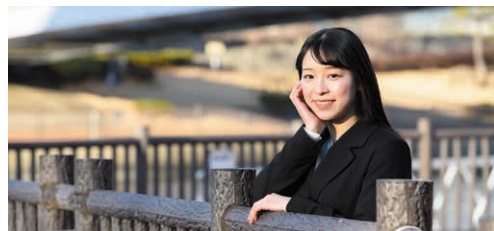
TOKYO人権

目次 CONTENTS

3 INTERVIEW

社会に支えられた私が、
いま社会に伝えたいこと

テレビ局 記者 ^{いいだめいあ}飯田 芽生愛 さん



7 子ども向け企画

きみは、知ってる？

人権を大切にする経済学を提案したアマルティア・セン



8 人権キーワード解説

新企画！

「マイノリティ」って何？

人権カルチャーステーション

[評者] 目白大学専任講師 山中 智省 さん



9 特集

AIと人権に関する国内外の指針・
ルール的发展

10 JINKEN note

人権の視点で知る本・映画



毎週土曜日
放送中！



(公財)東京都人権啓発センターでは、
身近な人権をテーマとして、リスナー
に分かりやすく取り上げる人権啓発ラ
ジオ番組を提供しています。

人権
TODAY

最近の放送テーマ ネット上の誹謗中傷に悩む人のためのサイト
「TOMARIGI」/難病患者の就労/PTSDの日本兵家族会・寄り添う市民の会

番組名 | 人権TODAY「まとめて！土曜日」内のコーナー
放送局 | TBSラジオ FM90.5MHz / AM95.4kHz
放送日時 | 毎週土曜日 朝8時22分頃から5分間
キャスター | 藤森祥平さん、北村まあささん ほか



社会に支えられた私が、 いま社会に伝えたいこと

飯田 芽生愛さん
テレビ局 記者

虐待には無自覚で、
ただ、その一日を生きるだけだった

私が小学校に入学する前だったでしょうが、母が、姉と私の目の前で焼身自殺をしました。母の再婚相手である義父からの暴力に耐えかねて、衝動的に灯油を被って火をつけたのです。確かな事実と違いなく、衝撃的な出来事だったにもかかわらず、幼かったせいなのか、なぜだか、その時のことは記憶がとても曖昧です。

母が亡くなったことで、義父の虐待の対象は子どもに移りました。中でも、まだ幼く家事手伝いが十分にできなかった私に、その矛先が向けられました。私だけご飯を食べさせてもらえなかったり、雪の中を引きずられたことや、息ができないほど水を浴びせ続けられたこと、包丁を投げつけられたりしたことなどを覚えています。

身体のアザが目につくことで虐待が発覚するのを恐れたのか、義父は私にだけ、学校に通うことを含めた一切の外出を認めませんでした。家の中に義父と私の2人だけにいることが多く、いつ何をされるか分からない中で、あたりまえのように命の危険を感じていました。ただ、当時の私は、その日を生きるのに精一杯で、虐待を受けているという認識もありませんでした。

虐待の日々から私が助け出されたのは、そんなことがしばらく続いたある日のこ



いいだ・めいあ

長野県出身。早稲田大学社会学部卒業後、現在テレビ局の報道部門所属。7歳から過ごした児童養護施設での生活経験を基に登壇した、椎尾弁匠記念杯第72回全国高等学校弁論大会では、当事者としてスピーチし、内閣総理大臣賞・文部科学大臣賞を受賞。大学在学中はチアダンスサークルの代表を務めたほか、NPO法人のスタッフとして女性支援、路上生活者向けのボランティアなどに参加した。

養護施設だからこそ

恵まれていたこともある。

先入観と偏見で、

子どもたちの選択肢を狭めないで

とです。私が登校していないことを不審に感じていた先生が、同じ小学校に通う姉を聞いただし、家での私の状況を知ることとなったのです。それを機に、姉と私は、小学校の先生と児童相談所の職員に保護され、児童養護施設に入所することになりました。

7歳で書き始めた、亡き母に宛てた「手紙」

施設に入所してからは、毎年、母の命日と誕生日に、母に宛てて手紙を書いていました。

初めて手紙を書いたのは7歳のときで、その手紙は今も手元にあります。母がもうこの世にいないことは、幼いなりに理解していたのですが、それを受け入れられない気持ちもあったのです。母に褒めてもらえるように頑張つて、それを手紙で報告できるようにと、そんな心持ちで毎日を過ごしていました。

手紙を書く過程で、自分の考えを言語化して、気持ちを整理していたような面もあったように思います。

児童養護施設だからこそ、恵まれていた部分も多かった

施設に入所してからは、ご飯が食べられること、布団で寝られること、毎日をおびえずに過ごせることが本当にありがたいと感じました。ただ、学校の授業参観で他の子の親御さんが来られているのを見ると複雑な気持ちになり、とても寂しいと思うことはありました。

私が入所した児童養護施設「飯山学園」は、部活や習いごとなども可能な限り支援してくれる環境だったので、経験的には満たされていました。洋服代が年間2万円までという上限があったり、携帯電話を持つことが難しかったりといった制約はありました。それでも、提携先の塾に通え、ボランティアの先生からピアノを教わることもできました。

中学ではスキーでジュニアオリンピックに出場し、高校では全国大会を連覇し続けているバトン部で活動しました。やりたいことを可能な限り応援してくれる環境だったと思います。

高校時代は、部活のために早朝から出かける毎日でしたが、職員の方が毎朝5時にお弁当を持たせてくれました。これは一般家庭でも、なかなかできることではないでしょう。施設だからこそ恵まれていた部分も多かったのです。私を応援してくれた施設には、今も感謝の思いが尽きません。

当時は学業にも部活動にも、全力を尽くしていました。もともと負けず嫌いの性格ということもありますが、常に結果を出し続けて誰かに評価されていないと、自分の存在が認めてもらえないと思いついてしまうのです。その背景には、生きてさえいれば存在を肯定してもらえると、両親からの「無償の愛」と無縁だった境遇があるでしょう。それは、今でも変わっていないように思います。

自分の経験を基にした提言発表が、施設出身者への奨学金制度を後押しした

高校時代に、一般社団法人教育支援グローバル基金の「ビョンドトゥモロー」が主催する人材育成プログラムに全国の高校生6人と参加しました。そこで内閣府や地元の長野県で、自分の経験に基づく提言発表を行いました。その提言が基になって、長野の県立大学で、児童養護施設から進学した学生の授業料無償化が実現したのです。自分が何かを伝えることで、社会に変化を起こせるのだという手応えを実感できました。

かけになりました。これらの活動を通じて出会った方々から、いろいろな大学が用意している奨学金や入試の制度の情報をもらえたのです。

その中で、児童養護施設の出身者を対象にした奨学金制度や、自己推薦制度がある大学があることも知り、大学進学への道が開けました。

大学で学び経験したことで、かなり視野が広くなりました。最初は、虐待を受けている子どもたちの問題を発信したいという気持ちだけを持っていました。しかし、女性支援のNPO法人でスタッフとして活動していくうちに、虐待する親の側にも、大変なことやつらい事情があることを知りました。それからは虐待の背景にあるものについて、深く考えるようになりました。

私自身についても、両親がいないという「分かりやすい肩書き」を持っていることで、意識を向けてくれる人たちがいて、それに助けられている部分もあると気付きました。例えば、両親がおらず施設で暮らす子どもよりも、片親家庭の子どものほうが、支援が届きにくく困窮していることもあります。

幅広い視野を得ることで、自分の過去の経験をポジティブに捉え直せるようになったことが、大学時代に得られた大きな収穫でした。

児童養護施設への誤ったイメージと偏見を払拭したい

児童養護施設には、今でも「かわいそうな子どもが行くところ」というマインスのイメージがつきまとっています。テレビドラマなどの影響なのか、入所している子どもはボロボロの服を着ているといった偏見が根強く残っているのです。そうした影響から、「施設に入るくらいなら今の環境に耐えるほうがいいはずです」。

そんな偏見で、つらい環境から抜け出すための児童養護施設という一つの選択肢を失ってしまうことは、とてももったいないことです。だから、私の経験を伝えることで誤った先入観を払拭し、児童養護施設を、より良い未来を得るための選択肢の一つとして、考えられるようになってほしいと願っています。

支えを失った施設退所者の、居場所のない孤独感

大学に進学した私は、施設の先生方から、「あなたが正解ではないからね」と釘を刺されました。私はたまたま大学に進学する道を選びましたが、例えば職人を目指す人もいるなど、多種多様な生き方があるはずなんです。どの道を選ぶことが幸せなのかは、その本人に



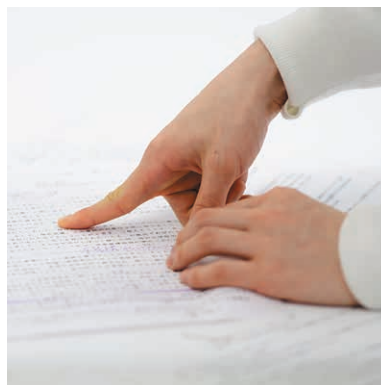
しか分かりません。

進学・就職にかかわらず、児童養護施設に入所していられるのは原則18歳までとされてきました。18歳を過ぎなくても高校を中退してしまうと退所しなければならず、そこから突然、これまであった支援はすべてなくなり、一人でやっていかなければならないという状況が続いてきました。

心細くなったときなどに、施設を訪れることが禁止されているわけではありません。ただ、ほとんどの施設では職員も子どもたちも常に入れ替わっているのです。退所後に訪れても、親しい人と会うことは叶いません。そうなると思施設とのつながりは、自ずと持ち続けることが難しいのが実情です。退所後に施設を訪れても、

※1 2024年4月施行の改正児童福祉法では、「やむを得ない事情により自立生活援助の実施が必要と都道府県知事が認めた者」(引用元:「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号の概要))は支援の対象となることから、年齢要件が緩和されます。

支えを失うと、
孤独と些細なつまずきが
社会的挫折を生む。
退所後も支援が得られる、
社会制度が望まれる。



居場所がなくなってしまった思いがして、寂しさを感じるようになるでしょう。

精神的にも経済的にも後ろ盾を持たないまま施設を退所することになる多くの人たちは、軽い病気で短期間の療養が必要になっただけで、学校や仕事を辞めざるを得なくなることも珍しくありません。最近では、施設から大学などに進学する人も増えていますが、その一方で中退してしまう人も多いのです。

どのような進路を選んだとしても、「ほんの些細なつまずき」に「その道を諦めてしまう」、そんなことのないように、退所後も支援が得られる制度が必要だと思っています。^{※2}

困窮した家庭の子どもたちにも、テレビなら、必要な情報を届けられる

2023年に大学を卒業し、テレビ局に就職しました。配属されたのは報道部門で、今はニュース番組の制作に携わっています。

施設での生活では娯楽はテレビしかありませんでしたし、もともとテレビには強い関心があり、それがテレビ局を志望した動機でもあります。

また、困難な境遇にいる子どもたちでも、インターネットは見るのが難しくても、テレビなら見られる環境にいることが多いでしょう。テレビを通じて、昔

の私のような子どもたちに宛てて、メッセージを届けられるのではないかと考えました。

私も当時は「虐待」という言葉も、その概念も知らず、逃げていいのだとか、助けてもらえんとか、そういう認識はまったくありませんでした。そういう子どもたちに少しでも情報を届けたいし、仕事を通じて子どもの虐待の問題に携わっていききたいと考えています。

ただ、いつか、自分が育ってきた背景ではなく、自分自身が何かを成したことで、評価されたいという気持ちも強く持っています。それがどのような分野なのかはまだ掴めていませんが、それを見つけることも含めて、これからの仕事の中で実現していきたいと思っています。
インタビュアー 吉田 加奈子（東京都人権啓発センター専門員）／編集 杉浦 由佳／撮影（表紙・2～6ページ）百代

飯田さんのおすすめ書籍



『あつかったらぬげばいい』
ヨシタケ シンスケ 著（白泉社）

※2 東京都は、児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行う自立支援コーディネーターを配置するほか、退所後児童の居住費支援を行うことにより、社会的養護のもとで育つ子供の自立を図る事業を展開しています。

きみは、 知ってる？

人権を大切にする
経済学を提案した
アマルティア・セン

貧困や飢餓、女性差別といった問題を克服するため、不平等の原因を研究し、世界中で注目された経済学者、アマルティア・セン。人々が幸せになるための経済学をめざしたセンの考え方をみてみましょう。



1 943年、センが暮らしていたインドのベンガル地方で嵐と戦争が起こり、数百万人が飢えで命を落としました。9歳だった彼は、この様に強いショックを受け、貧しさの原因をつきとめるために経済学を志しました。

「貧困」とは単にお金が少ないことではなく、人間が発揮すべき能力が何らかの理由で奪われている状況のこと



アマルティア・セン

センは、人は平等に機会を持つていって、その権利を活用するために必要なこと(ケイパビリティ)に差があることによって、格差が生まれると考えました。1998年にアジア出身者で初めてノーベル経済学賞を受賞した彼の考えは、国際連合のさまざまな支援計画にも大きな影響を与えました。

もっと
知りたい
ときは



『ノーベル賞を知る 5 ノーベル賞まるわかり！』

ノーベル賞情報館、経済科学賞

(若林 文高、秋葉 まり子 監修／講談社)

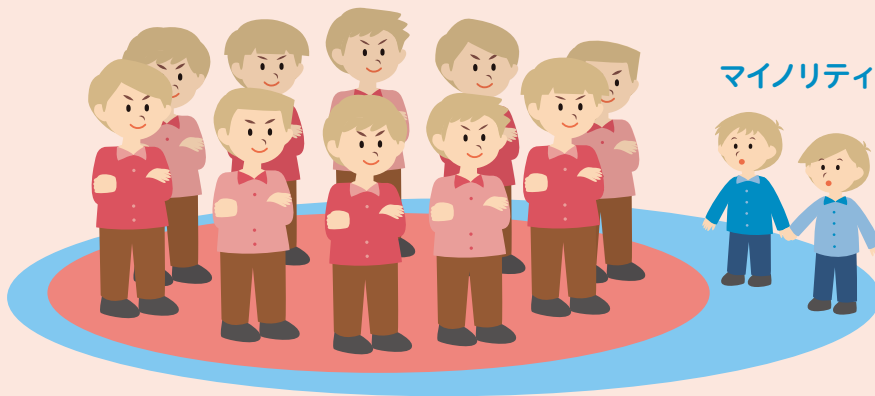


マイノリティって何？

社会の中で力を持っている人たちや社会の中で中心的な立場にいる人を「マジョリティ」、反対に力が少ない人たちや中心的な立場にいない人たちを「マイノリティ」と呼ぶことがあります。マイノリティであっても、マジョリティであっても、すべての人は平等に尊厳と権利を持ち、どんな差別に対しても平等な保護を受ける権利があります。

マイノリティというだけで、仲間はずれにされたり、不公平な扱いを受けたりすることは間違っていますね。

マジョリティ



マイノリティ

人権キーワード

解説

このコーナーでは、聞いたことがあるけれど、わかりにくい人権に関連するキーワードを解説します。

人権カルチャーステーション

「人権の視点」をもつことで世界の見え方が変わる

Series-3

中高生向け
ブックレビュー

『バスタブで暮らす』

#生きづらさ

#ハラスメント

#引きこもり

#依存と自立



四季 大雅 著
柳すえ イラスト
ガガガ文庫（小学館）
2023年

生きづらさを抱えながらも、私が私らしく生きるために

生まれながらのちいさな身体に、周囲の人間になじめない違和感や劣等感を宿しつつ、夢も欲望もないまま育った主人公の女性・磯原めだか。そんな彼女も22歳でなんとか就職を果たしますが、上司のパワハラで心を病み、すぐに退職。傷心の彼女は以後、心安らぐ実家のバスタブを生活拠点に、自分の生き方や存在意義を模索するようになります。そんな暮らしを送るさなか、めだかによって語られるポストコロナ時代の社会や人々の様

子、「寛容のパラドックス」や「へのへのもへ人」の存在は、多様性を尊重し、個人がより良く生きる社会の実現に必要なことを示唆しています。そして、めだかは徐々に自身の回復と再生へと向かうのですが、現実世界でまさに今、彼女と同じく何らかの不調和や生きづらさを感じている方であるほど、その姿が心に「刺さる」のではないのでしょうか——。ぜひ、めだかのバスタブ暮らしの結末を、最後まで見届けてください。

評者

山中 智省（やまなか・ともみ） 目白大学専任講師

日本近現代文学、サブカルチャー研究。『小説の生存戦略：ライトノベル・メディア・ジェンダー』（青弓社、2020年、共編）など。

特集 ● 寄稿 ●

AIと人権に関する国内外の指針・ルールの発展



はじめに

AI（人工知能）の発展により、患者の病状に応じた最適な医療が提供されたり、子どもの特性に応じた最適な教育が提供されるようになったりと、人々の福利が向上することが期待されています。一方、個人に関するさまざまなデータにより、就職、入居審査、ローン審査、保険加入審査、量刑判断などの場面で特定の個人や集団に対し差別的な判断が行われるなど、私たちの人権が脅かされるおそれも懸念されています。こうした問題を踏まえ、最近では、国内外でAIに関する指針やルール作りが急速に進んでいます。そこで本稿では、人権に関わる側面に焦点を当てながら、AIに関する国内外の指針・ルールの発展の動向を概観していきます。

広島AIプロセスとAIに関する国際的な指針

2023年5月に広島で開催されたG7では、生成AIに関する議論の場として「広島AIプロセス」を創設することが合意されました。「広島AIプロセス」での議論の結果、同年10月には「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島AIプロセス国際行動規範」及び「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島AIプロセス国際行動規範」が取りまとめられました。これらの指針と行動規範は、AIの設計・開発・導入・利用のプロセスを通じて人権などへのリスクを特定、評価、軽減するために、生成AIなどの高度なAIシステムを開発・利用する組織に、リスクのテストや緩和策など適切な措置を講じることなどを求めています^{※1}。

EU—AI規則案

国際的にAIと人権に関するルール作りの試みとして注目を集めているのが、欧州連合（EU）の「AI規則案」です。この規則案は、AIに関するイノベーションを促進し、EU域内市場を活性化しつつ、AIの悪影響から基本権、民主主義、法の支配などを高い水準で保護することを目的に掲げています。

このような目的を達成するため、AI規則案では、リスクベースの規制が採用

されました。すなわち、個人や集団の不当な差別につながるような公的機関による個人の格付けのためのAIシステムの利用など、許容できないリスクを有するAIシステムの提供・利用は、原則禁止されています。一方、雇用や教育、刑事司法などの場面で用いられる高リスクのAIシステムについては、開発や販売などのプロセスを通じてリスクを評価し管理するよう求められています。また、そこまで高いリスクを有さないAIシステムについては、透明性の確保が要求されています。

2023年12月には欧州議会と欧州理事会の間で政治的合意が行われ、生成AI等の規制のあり方を含め、AI規則の制定に向けて最終的な調整が続けられています^{※2}。

アメリカ—AI権利章典と大統領令

アメリカでも、連邦政府を中心にAIと人権に関する指針やルール作りが進められています。ホワイトハウスは、2022年に「AI権利章典のための枠組み」を公表しました。この権利章典では、AIの開発・実装において個人の権利を保護するための指針として、システムの安全性・実効性の確保、アルゴリズムによる差別の防止、プライバシーの保護、通知と説明、人間の関与を求める原則^{※3}が掲げられています。

また、2023年10月にバイデン大統領が発した「AIの安全、堅牢で信頼に値する開発及び利用に関する大統領令」では、刑事司法、給付行政、雇用などの場面においてAIの利用に伴う公民権及び市民的自由の侵害や差別のリスクに対処するための取組を関係する連邦政府機関に求めています^{※4}。

日本—AI事業者ガイドライン案

国際的な議論を受けて、日本でもAIと人権に関する指針作りが進められています。2024年1月、総務省及び経済産業省は、検討会での有識者の議論を踏まえ、「AI事業者ガイドライン案」を取りまとめ、パブリックコメントを募集しています。

ガイドライン案では、「共通の指針」として、事業活動においてAIを開発・提供・利用する主体は、「法の支配、人権、民主主義、多様性、公平公正な社会を尊重するようAIシステム・サービスを開発・提供・利用すべきである」と述べられています。また、「公平性」の理念に係り、各主体は、「回避できないバイアスがあることを認識しつつ、この回避できないバイアスが人権や多様な文化を尊重する観点から許容可能か評価した上で、AIシステム・サービス

※1 外務省「広島AIプロセスに関するG7首脳声明」（令和5年10月30日）。

※2 European Parliament, EU AI Act: first regulation on artificial intelligence（2023年12月19日更新）。

※3 The White House, Blueprint for an AI Bill of Rights（2022年10月）。

※4 Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence（2023年10月30日）。

※5 総務省・経済産業省『「AI事業者ガイドライン案」に関する意見募集』（令和6年1月19日）。

の開発・提供・利用を行うことが重要である」と述べています。^{※5}

おわりに

本稿でみてきた国内外のAIに関する指針やルールの発展を踏まえ、行政、自治体、企業、市民などAIに関係する主体は、AIによる人権侵害が起きることのないよう、またAIにより人権の保護が促進されるよう、人権に配慮したAIの開発・利用を進めたり、AIを悪用して他者の人権を侵害しないようにするなど、それぞれの立場で取組を進めていくことが期待されます。



成原慧（なりはら・さとし）

九州大学大学院法学研究院准教授、専門は情報法。総務省情報通信政策研究所主任研究官等を経て、2018年より現職。インターネット上の表現の自由、プライバシー、個人情報保護、人工知能（AI）などに関する法的問題について研究している。

2024 SPRING

人権に関するコラムや体験、おすすめの映画や書籍などを紹介するコーナー

様々な人権課題

JINKEN note

人権についてもっと知り、学びを助けてくれるおすすめの本・映画

人権の視点で知る本・映画

人権に関連した話題がもっと身近に感じられるよう、当センターで人権の学びをサポートする「専門員」おすすめの作品を題材に、人権の視点で考えるためのポイントを解説します。

書籍レビュー



『「差別」のしくみ』
木村 草太 著
2023 年／朝日新聞出版

「差別と偏見はどう違う?」「差別と区別は?」など、差別の概念と構造を憲法学者の視点から理論的に解説する著書。日本とアメリカの差別や法の歴史、日本での夫婦別姓訴訟や同性婚訴訟など近年の具体的な判例の紹介から、国や時代により、司法の場で「差別」はどのように定義されてきたのかを知ることができる。同時に、差別から個人を守るため、「差別されない権利」をいかに構築していくか提起している。国家の法制度という多くの人に関わる領域だけでなく、身近なところでの差別に注目する必要があるとも筆者は説く。

ポイント 自覚のない日常の差別行為を「マイクロアグレッション」と呼びます。著者は、『無自覚な差別こそが典型的な差別』で、『どんなに日常にあふれていても、また加害者の加害意図がなくても、差別は差別だ』と書いています。日常の言動に潜む小さな差別も見逃してはならない、とあらためて自分の日常の言動に意識を向けるきっかけを得られる1冊です。

映画レビュー



『対峙』
フラン・クランツ 監督
2021年制作（劇場公開2023年）
111分／G／アメリカ

アメリカの高校で起こった銃乱射事件の加害者と被害者の両家族が、教会の一室で対峙するこの作品は、ほぼすべてのシーンが家族4人の会話で成り立っている。加害者や被害者の写真が映ることもなく、事件の再現映像も一切流れない。最初はどちらもぎこちなく、この場が単なる言い争いにならないよう、細心の注意を払いながら、物語は徐々に核心に迫っていく。

ポイント 暴力や犯罪を人間関係に起きた害悪と捉え、当事者間の対話を通してその害悪を修復しようとする試みを「修復的司法」と呼びます。修復といっても元の状態に戻すことはできません。それでも、対話によって被害の回復・軽減や犯罪者更生の可能性を目指すことができます。劇中、双方の感情がぶつかり合い、それでも両家族が、懸命に前に進もうとする姿に心を打たれるでしょう。

©2020 7 ECCLES STREET LLC Blu-ray & DVD 発売中（発売・販売：トランスフォーマー）

執筆 山田 真結、田村 鮎美（東京都人権啓発センター 専門員）

EVENT 人権啓発行事のご案内とお知らせ

5月1日～5月7日は憲法週間、5月3日は憲法記念日です。

様々な人権課題

毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」とし、国民主権、平和主義そして基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の意義を再確認する取り組みが各地で行われます。

※東京都からの人権関連の新着情報は、総務局人権部のホームページでご確認ください。



東京都人権プラザ企画展 こどもの権利のために —コルチャック先生とこどもたち

「子どもの権利条約の父」とも呼ばれる「コルチャック先生」をテーマにした展示を行います。すべての世代の人々が子どもの権利についての理解を深めることを目的に、子どもの権利が確立された経緯等についても解説します。

会 期 2024年2月29日(木)～
2024年3月29日(金) (予定)
開室時間 9:30～17:30 日曜休館(祝日は開館)
内 容 解説パネル・関連書籍の展示等
会 場 東京都人権プラザ1階 企画展示室

※詳細はこちらをご確認ください。



子供

人権を知る・学ぶ学習会

行きます！ 学校で人権問題体験学習会



学校での人権教育を支援する事業として、ワークショップや講演会など、交流や体験を通して人権を学ぶ学習会を実施しています。各人権テーマの「エキスパート」が学校を訪問し、児童・生徒が人権問題について当事者の立場で考える機会を提供します。

講座

実施事例 バリアフリー/ユニバーサルデザイン、障害者との交流、アイヌ文化体験、多文化共生体験、いじめ問題、LGBTQ、パラスポーツ体験など
申込方法 令和5年度分の募集は終了しました。令和6年度分は4月より募集を開始します。
所要時間 1回あたり45分から100分(学年、プログラムに応じて変わります。一部のプログラムについてはオンライン実施も可)
問い合わせ (公財)東京都人権啓発センター 普及啓発課
TEL 03-6722-0085



来てね！ 東京都人権プラザで人権学習会



人権プラザでは、団体見学を受け入れています。専門員による人権についての講話や展示の解説、体験プログラム(車いすや高齢者体験キットを用いたバリア体験、パラスポーツ体験)など、児童・生徒向け学習会をはじめ、教職員や企業向け研修など、団体の要望に応じたプログラムをご用意しています。

講座

学習テーマ 人権や差別に対する考え方、スポーツと人権、SDGs、LGBTQとジェンダー、子供・障害者の人権など
申込方法 事前に申し込みが必要です。希望日時、目的や希望内容、参加人数をお聞きした上で、担当者から提案書をお送りします。
所要時間 プログラムに応じて変わります。
問い合わせ 東京都人権プラザ
TEL 03-6722-0123



東京都人権プラザ(指定管理者:(公財)東京都人権啓発センター) 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル TEL 03-6722-0123

(公財)東京都人権啓発センター賛助会員募集のご案内

皆様とパートナーシップを築き、人権意識の高揚、人権問題の解決に向けて、ともに手を携えてまいりたいとの趣旨から「賛助会員制度」を設けております。趣旨にご賛同いただき、是非ご加入下さい。

団体会員の皆様

(公財)東京都農林水産振興財団
(公財)東京都中小企業振興公社
(株)首都圏環境美化センター
(一財)東京都人材支援事業団
東京都中小企業団体中央会
(公財)東京都障害者スポーツ協会
(公財)東京都つながり創生財団

東京都下水道サービス(株)
(公財)東京都歴史文化財団
(一財)東京都営交通協力会
(一社)東京都信用組合協会
(一社)医療大麻dotオルグ
(公財)東京都福祉保健財団
(公財)東京都学校給食会

(一社)東京環境保全協会
東京臨海高速鉄道(株)
(株)東京エイドセンター
(公財)東京しごと財団
東京交通サービス(株)
東京都人権啓発企業連絡会
多摩都市モノレール(株)

東京都職員信用組合
東京都商工会連合会
(株)東京ビッグサイト
(公財)東京観光財団
(公財)東京税務協会
東京都公立大学法人
(一財)東京都弘済会

東京都住宅供給公社
自治労東京都本部
東京食肉市場(株)
東京港埠頭(株)
(株)ゆりかもめ
東京都競馬(株)
(株)東京交通会館

(順不同)

個人賛助会員 一口 2,000 円

団体賛助会員 一口 30,000 円



問い合わせ TEL 03-6722-0083

((公財)東京都人権啓発センター 企画広報課まで)

【編集後記】 インタビュー中の「毎日をおびえずに過ごせること」という言葉が心に残りました。子どもの育つ環境について「経験格差」という言葉で議論する機会が増えました。習い事や学校選択などを手引きする情報はたくさんありますが、子ども自身の安心が優先されているか、確認する必要があると思います。暴力など分かりやすい事例はもちろんのこと、子どもたちが、おびえずに過ごせる環境を大人が用意することが大事だと考えています。(吉田)

誰もが幸せを実感できる社会へ

TOKYO人権

Vol.101 2024年春号 2024年3月11日発行(年4回発行)



マルチメディアDAISY版を作成しています。ご希望の方は(公財)東京都人権啓発センターまでお問い合わせください。「DAISY(デイジー)」とは、視覚障害などさまざまな理由で活字を読むことが困難な方のための、デジタル図書です。

この冊子は再生紙を使用しています。本誌の無断転載はお断りします。本誌を研修等でご利用の際は出典をご明記ください。

制作 株式会社ブックマーク

発行 公益財団法人東京都人権啓発センター

〒105-0014 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階

TEL 03-6722-0085 FAX 03-6722-0084

<https://www.tokyo-jinken.or.jp/>